

博士論文の学術リポジトリ登録手続きに関する内規

(目的)

第1条 愛知県立大学学位規程第20条及び愛知県立大学学術リポジトリ規程第11条に基づき、博士論文を学術リポジトリに登録する手続き等について定める。

(学術研究情報センター長への提出)

第2条 各研究科長は、当該年度の博士論文ごとに、学術研究情報センター長（以下「センター長」という。）が指定する記録メディアに以下の各号を保存し、愛知県立大学学術リポジトリ登録申請書（以下「登録申請書」という。）及び製本された博士論文とともにセンター長へ提出する。

(1) 登録申請書の電子データ (pdf ファイル) 1部

(2) 博士論文の電子データ (pdf ファイル) 1部

2 各研究科長は、当該年度のすべての博士学位審査について、センター長が指定する記録メディア1枚に、以下の各号を保存し、センター長へ提出する。

(1) 博士論文要旨の電子データ (pdf ファイル) 各1部

(2) 審査結果の要旨の電子データ (pdf ファイル) 各1部

(リポジトリ登録延期の手続き)

第3条 各研究科会議が、学位規程第16条第2項に基づいて、当該博士論文のリポジトリによる公開に関する1年を超える延期を認めたとき、博士の学位を授与された者は第2条第1項第1号の登録申請書に替えて、愛知県立大学リポジトリ登録延期申請書（以下「登録延期申請書」という。）(様式1)を提出することができる。

2 博士の学位を授与された者は、登録延期期間を変更しなければならない事由が生じたとき、愛知県立大学リポジトリ登録延期期間変更申請書（以下「変更申請書」という。）(様式2)を用いて各研究科長に変更を申請することができる。

3 各研究科長は、研究科会議が登録延期期間の変更を認めたとき、様式2によってセンター長に依頼する。

4 各研究科長は、当該申請者に対し変更申請の結果を通知しなければならない。

(登録延期期間)

第4条 登録延期できる期間は、学位規程第16条第2項に定めるやむを得ない事由がなくなるまでとする。なお、登録延期期間については、登録延期申請書に記載するものとする。

(登録申請書が提出された博士論文のリポジトリへの登録)

第5条 登録申請書が提出された博士論文については、学位が授与された日から3月以内に、博士論文要旨、審査結果及び博士論文全文をリポジトリに登録する。

(登録延期申請書が提出された博士論文のリポジトリへの登録)

第6条 登録延期申請書が提出された博士論文については、学位が授与された日から3月以内に、博士論文要旨及び審査結果をリポジトリに登録する。

2 博士論文の電子データ (pdf ファイル) については、延期期間が終了するまで学術研究情報センターにおいて保管し、延期期間終了したときすみやかにリポジトリに登録する。

附 則

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

愛知県立大学学術リポジトリ登録延期申請書

年 月 日

愛知県立大学大学院 _____ 研究科長殿

申請者 所属 _____
 氏名 (自署) _____
 電話: _____
 E-mail: _____

以下の学術成果 (博士論文) について、学術リポジトリへの登録延期を申請します。

1. 博士論文

博士論文題			
キーワード (5 個程度)			
(フリガナ) 著者名	学位記号番号	甲・乙第	号

2. 登録延期期間 (西暦でご記入ください)

博士を授与された日 (_____ 年 月 日) から (_____ 年 月 日) まで

3. 登録延期理由は以下のとおりです。(該当する□にチェックしてください。)

- (1) 立体形状による表現を含む等の事由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む。
- (2) 著作権保護、個人情報保護の事由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表できない内容を含む。
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合

4. 登録の許諾は以下のとおりです。(該当する□にチェックしてください。)

1) 学術成果のリポジトリ登録に関する肖像権等使用の許諾 (規程第 4 条第 2 項)

- (1) 学術成果は、肖像権・個人情報に関する権利に抵触いたしません。
- (2) 肖像権又は個人情報に関する権利に関する使用の許諾を得ました。

<input type="checkbox"/> (2) の場合 許諾者名	
--	--

2) 学術成果のリポジトリ登録に関する古書資料使用の許諾 (規程第 4 条第 3 項)

- (1) 学術成果に古書資料は含まれません。
- (2) すべての所蔵者から許諾を得ました。

<input type="checkbox"/> (2) の場合 許諾者名	
--	--

3) 学術成果のリポジトリ登録に関する雑誌発行者からの許諾 (規程第 4 条第 4 項)

- 登録までに雑誌又は書籍の発行者から許諾を得ることを約束します。

年 月 日

愛知県立大学学術研究情報センター長殿

上記の学術リポジトリへの登録延期申請を承認しました。

(_____) 研究科長 氏名 _____

愛知県立大学学術リポジトリ登録延期期間変更申請書

年 月 日

愛知県立大学大学院 _____ 研究科長殿

申請者

所属 _____

氏名（自署） _____

電話： _____

E-mail: _____

以下の学術成果（博士論文）について、学術リポジトリへの登録延期期間の変更を申請します。

1. 博士論文

博士論文題			
(フリガナ)		学位記号番号	甲・乙第 号
著者名			

2. 現在の登録延期期間（西暦でご記入ください）

博士を授与された日（ 年 月 日）から（ 年 月 日）まで

3. 今回変更申請する登録延期期間（西暦でご記入ください）

博士を授与された日（ 年 月 日）から（ 年 月 日）まで

4. 登録延期期間を変更する事由は以下のとおりです。

年 月 日

愛知県立大学学術研究情報センター長殿

上記の登録延期期間の変更申請を承認しました。

（ ）研究科長 氏名 _____